



【令和7年度 滞納整理事務研修】 滞納整理事務研修～公債権管理と徴収実務～ 実施要領

- 1 研修の目的 滞納整理事務の遂行にあたって必要な知識を習得する。
- 2 対 象 全職員(主に滞納整理実務経験1年以上の職員)
- 3 定 員 48人
- 4 日 程 令和7年11月20日(木)～21日(金)
- 5 会 場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室
(高知市本町4丁目1-35)
- 6 持参物 職場でお使いの名札、筆記用具



カリキュラム			時間	講師
1 日 目	10:00 } 17:00	1 公債権と私債権の違い 2 公債権の債権管理 3 徴収困難者への対応 4 不能欠損処理	6.0	ノヴァ法律事務所 弁護士 豊田 泰士(とよた たいし) 【略歴】 2004年 早稲田大学法学部卒業 2007年 早稲田大学大学院法務研究科卒業 2008年 東京弁護士会登録 2014年 日本弁護士連合会法律サービス展開 本部自治体等連携センター委員 (～現在) 2016年 徳島弁護士会に登録替 豊田泰士総合法律事務所開設 2018年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2019年 徳島弁護士会副会長 2020年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2022年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2023年 ノヴァ法律事務所開設
2 日 目	9:00 } 16:00	【事例検討】 1 消滅時効が問題となる場合 2 徴収困難者への対応 3 債務者が死亡した場合 4 債務者が破産した場合	6.0	

担当より	今年度は「公債権」についてご講義いただきます。 行政の現場に寄り添ったこの研修は、教示がわかりやすく、業務への活用がすぐに期待される点で特に受講者の評価が高い研修です。 1日目は基礎から専門的な知識まで幅広く学習し、2日目は実務担当者同士での事例検討を行うことで、より具体的な債権管理の手法を学ぶことができます。
------	--

こうち人づくり広域連合 担当：湊谷

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階 TEL:088-873-0333 FAX:088-872-7716

E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp HP:http://www.kochi-hitozukuri.or.jp